

一般社団法人
日本身体障がい者水泳連盟

「メキシコシティ2017世界パラ水泳選手権大会」
日本代表選手選考委員及び不服審査委員規程

- 1、メキシコシティ2017世界パラ水泳選手権大会派遣する選手について審議、決定するため、(一社)身体障がい者水泳連盟と(一社)知的障害者水泳連盟との合同選考委員会が設置される。その委員会へ派遣する委員について定める。また、選考について当連盟選手等からの不服申し立てについて取り扱う委員について定める
- 2、合同委員会委員
委員 7名以内
(2)委員は、次に該当する者から選出し、常任理事会に諮り、会長が委嘱する
 - ① 常務理事・理事
 - ② 技術委員
 - ③ 学識経験者等
- 3、選考基準と選考、派遣方針
(一社)日本身体障がい者水泳連盟及び(一社)日本知的障害者水泳連盟で定め、事前に開示する
- 4、不服申し立て
選手発表後、2週間以内に当事者本人より選手選考結果に対する不服申し立てがあったときは、不服審査会を設置し、審査する
 - (2)前項の審査会の構成は会長が指名する当委員会委員以外の理事等3名で構成する
 - (3)不服審査会はその審査内容を常務理事会に報告する。不服申し立てに対する最終決定は常務理事会が行う
 - (4)不服審査会には、当事者本人、親権者、大会参加会員団体登録責任者が出席し、意見を述べることができる
 - (5)不服申し立てをする者は理由を書いた書面と審査費用3万円を添えて会長あてに提出しなければならない。不服申し立てが認められた場合に審査費用は返還される

5、本規程は常務理事会の決議により変更することができる

付則

本規程は2017年3月1日から施行実施する

2017年2月6日 常務理事会決定